

<市民の安全確保を優先した考え方に基づいた解決策の提案>

リスクの最小化が最優先課題
問題部分の送水を停止する事が前提

1. 興人に必要となる水質と水量を確認する。
2. これを満たす為の給水方法を検討する。 → 送水停止に向けての代替確保

地下水からの揚水、上水道利用で賄えず河川からの給水が必要な場合は、佐伯市が「工業用水道管理者」となり給水施設や管路を設置管理する。

今の状態は、興人が「自家用工業用水道」として届け出のみで安全性を確保する為の維持管理に対する責任を興人が負っていない状態。行政も工業用水法に基づいた対応ができない。

また、災害・事故他発生時、行政が対応できない。興人も用水が断たれ工業稼働に支障が生じる。何よりも市民の安全確保を企業の対応に依存している状態であり安心を担保できない。

3. 現在使っている送水管は興人に撤去を要請する。 ※少なくとも問題となっている住宅敷地エリアなど（理由）

① 「自家用工業用水道」を使っている立場の興人は民間所有地に立ち入っての調査、修理などの維持管理が行えない事

⇒ 事故防止の為の維持保全だけでなく事故発生時にも佐伯市が対応できない。

「自家用工業用水道」の届け出だけを行っている興人は、他人の土地に立ち入っての調査・検査、修理などは現実的に考えて困難（立ち入る為の理由として工業用水法を理由にできる立場ではない）であり、結果的に状態が放置され近隣へ波及する二次災害の防止策も講じることができない。

⇒ 佐伯市が「工業用水道管理者」であって初めて法令を背景として土地の所有者に立ち入りの話ができる。

② 永久に使えるものではない。いずれ企業に撤去を要請する必要がある。

⇒ 結果的に放置され永久に不安材料を残す状態になる可能性が極めて高いと予測される。

< 結論 >

現状の給水設備や送水管（少なくとも立ち入りが困難な住宅地域など）は使用しない前提で、代替の揚水確保を施し、撤去（または耐震強化補強）を進めていく方向で取組を始める。

1. 代替となる工業用水整備を検討及び設置
2. 今あるものを使い続ける事を止める
3. 撤去を行う（撤去の責任の所在は興人にある事をはっきりさせる事）

佐伯市が管理者として提供できる用水を確保しなければ、現行の送水管を使い続ける理由となる。代替を確保されて始めて、送水管を温存する理由も無くなり、不用の物としての撤去要請ができる。